

議案第 6 9 号

守谷市立学校設置条例の一部を改正する条例

守谷市立学校設置条例（昭和 4 7 年守谷町条例第 2 8 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 に次のように加える。

けやき台中学校分校	守谷市松ヶ丘六丁目 6 番地 3
-----------	------------------

附 則

この条例は、令和 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 8 月 2 8 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

提案理由（議案第 6 9 号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、学びの多様化学校として、けやき台中学校の分校を設置するため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市立学校設置条例新旧対照表

改 正		現 行	
別表第 2 （第 2 条関係）		別表第 2 （第 2 条関係）	
中学校の名称	位置	中学校の名称	位置
（略）	（略）	（略）	（略）
けやき台中学校分校	守谷市松ヶ丘六丁目 6 番地 3	（新設）	